

(適用範囲)

- 第1条 1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 1. 当館に宿泊契約を申込みとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 1. 宿泊約款は、当館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾をしなかった事を証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日迄に、お支払い頂きます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金お支払い期日を指定するに当たり当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

(申込金の支払いを要しない事とする特約)

- 第4条 1. 前条第2項の規定に関わらず、当館は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じる事があります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 1. 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない事があります。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらない時
 - (2) 満室により客室の余裕がない時
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為を恐れがあると認められる時
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に監視暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させる事が出来ない時
 - (9) 京都府旅館業法施行条例4条(第号)の規定する場合に該当する時

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除する事ができます。
2. 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けれます。但し当館が第4条第項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後20時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する事があります。

(当館の契約解除権)

- 第7条 1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する事ができます。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる時、又は同行者をいと認められる時
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められる時
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲をこえる負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事が出来ない時
 - (7) 京都府旅館業法施行衛生措置等に関する条例4条(第号)の規定する場合に該当する時
 - (8) 寝室で寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他、当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に依らない時
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

(宿泊の登録)

- 第8条 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示して頂きます。

(客室の使用時間)

- 第9条 1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用する事が出来ます。
2. 当館は、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる事があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けれます。
- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%(室料の3分の1)
 - (2) 超過6時間までは、室料相当額の60%(室料の2分の1)
 - (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%(室料の全額)
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

- 第10条 1. 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従って頂きます。

(営業時間)

第11条 1. 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内致します。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

イ 門限： 0時00分
ロ フロントサービス 午前7時30分 ~ 午後9時30分

(2) 飲食等(施設)サービス時間

イ 朝食： 午前7時30分 ~ 午前9時00分
ロ 昼食： 午後12時00分 ~ 午後2時00分
ハ 夕食： 午後6時00分 ~ 午後7時30分
ニ その他飲食等

(3) 付帯サービス施設時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時的に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします

(料金の支払い)

第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算出方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は、当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供が使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。
2. 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができない時の取扱い)

第14条 1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋できない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できない事について、当館の責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、紛失・毀損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は、現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当館は、その損害を賠償します。但し、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトをした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものと

します。但し、所有者の指示がない場合又は、所有者が判明しない時は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は、携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何に関わらず、当館は場所をお貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えた時はその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被った時は、当該宿泊客に当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の算定方法(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①宿泊料(室料+朝・夕食料) ②サービス料(①×15%)
	追加料金	①追加飲食(朝・夕食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ②サービス料(①×15%)
	税金	イ. 消費税

備考: 料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供した時は、人料金の70%、子供用食事と寝具を提供した時は、50%、寝具のみを提供した時は、30%を頂きます。寝具及び食事を提供しない幼児については0歳~3歳 ¥2,000(税別)を頂きます。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

【一般客用】

契約解除の通知を受けた日	契約申込人数											
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名迄	100%	100%	50%	30%	30%							
15名~30名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
31名~100名迄	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名迄	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。
3. 団体客の(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金は頂きません。

利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただく為、利用規則を定めておりますので、宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力下さいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊又は館内諸施設のご利用お断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担いただく事もございますので、特にご留意下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守り頂きたい事項

1. 火災の原因となりやすい場所でのご喫煙(寝タバコ、館内の歩行中)はお止め下さい
2. 客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等をお持ち込み、ご使用はお止め下さい。
3. その他の火災の原因となるような行為はお止め下さい。
4. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでお止め下さい。

保安上お守り頂きたい事項

1. ご滞在中のお部屋からお出かけになられる節には施錠をご確認下さい。
2. 館外へお出掛けの時は、フロントにお鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
3. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。ご面会はロビー又はラウンジをご利用下さい。

貴重品、お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

1. 客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備えつけてありますが、簡易なものですから、現金、貴重品については事故防止の為、その種類及び価額を明示して必ずフロント(帳場)にお預け下さい。
2. ご滞在中の現金、貴重品等をフロントに預けにならずに、滅失、毀損等によって生じた損害については、一定の限度額の範囲内でしか賠償致しかねますので、ご了承の程お願い申し上げます。

お支払いについて

1. 料金支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券若しくはクレジットカードに依り、ご出発時又は、当館が請求した時フロントでお支払い頂きますので、ご了承下さい。
尚、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法によりお支払い頂く時は、事前にご呈示ください。
2. 旅行小切手以外の小切手でのお支払いはお受け出来ませんので、ご了承ください。
3. 各種、乗り物の切符代、タクシー代、切手代、送料等のお立替はお断りさせて頂きます。
4. 都合により、ご到着時にお預かり金を申し受ける事がございますのでご了承下さい。

その他お守り頂きたい事項

1. 館内にて他のお客様のご迷惑となるようなもの(犬・猫・その他の動物等)、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持込はおやめ下さい。
2. 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、賭博、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様のご迷惑になるような言動はなさらないようお願い申し上げます。
3. 当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為(展示・広告・宣伝・販売)などの他の目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
4. 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外に誤使用になる事はおやめ下さい。
5. 客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
6. 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水を止めて下さい。もし流し放しで溢れさせますと隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますのでご注意ください。
7. 下駄、ゴム長靴等での御入館はご遠慮願います。
8. 未成年のみのご宿泊の場合、保護者の許可がないとお断り頂く事がありますのでご了承下さい。
9. エネルギーを大切に使う為、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
10. 客室内よりお電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承下さい。
尚、公衆電話は1Fにございます。